

(以下のページの写しを添付して下さい。)

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間]

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額(税抜き)	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円			
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※第一表の④欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ
課税売上割合(④/⑦)	⑧				※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※増数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108)	(⑨E欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※非及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課5課95 税億税% 売未 上超 割の 高又 合場 がは合	個別 対応 方式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)	
		⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)	
		個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑲×④/⑦)	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)	
控 除 調 整 額		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)	
		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)	
		居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)	
差 引		控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ
		控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ
		貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉖X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ

1 金額の計算においては、1円未満の増数を切り捨て、
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑯及び⑱欄には、積引き、削戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)	
課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ	
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※付表2-1の④X欄の金額	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				※付表2-1の⑦X欄の金額	
課税売上割合(④/⑦)	⑧				※付表2-1の⑧X欄の割合 [%] ※指数 切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/100)	(⑨B欄×4/100)	(⑨C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑩X欄へ	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※付表2-1の⑪X欄へ	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ	
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ	
課税売上高が5億円以下かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				※付表2-1の⑯X欄へ	
課5課95 税債税% 売未 上満 上超 割の 高又 はが合	個別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			※付表2-1の⑰X欄へ
		⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱			※付表2-1の⑱X欄へ
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲			※付表2-1の⑲X欄へ
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑲×④/⑦)	⑳				※付表2-1の⑳X欄へ	
控除 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑			※付表2-1の㉑X欄へ	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			※付表2-1の㉒X欄へ	
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			※付表2-1の㉓X欄へ	
差 引	控除対象仕入税額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-2の㉔B欄へ	※付表1-2の㉔B欄へ	※付表1-2の㉔C欄へ	※付表2-1の㉔X欄へ
	控除過大調整税額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-2の㉕A欄へ	※付表1-2の㉕B欄へ	※付表1-2の㉕C欄へ	※付表2-1の㉕X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖		※付表1-2の㉖B欄へ	※付表1-2の㉖C欄へ	※付表2-1の㉖X欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ①、②及び③のX欄は、付表2-1のX欄を計算した後に記載する。
4 ⑪及び⑫欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(H2.4.1以後終了課税期間用)